

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後

（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。

〔一～三 略〕

四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約、同法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約及び同法第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託契約に係る信託の受益権

改 正 前

（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

第一条の四 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条に規定する発行保証金信託契約及び同法第四十五条に規定する履行保証金信託契約に係る信託の受益権

五 資金決済に関する法律第六十二条の十三ただし書の規定により金銭を電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十三条第一項第一号に規定する利用者区分管理金銭信託により管理する場合における当該利用者区分管理金銭信託の受益権

〔号を加える。〕

六 資金決済に関する法律第六十三条の十一第一項の規定により金銭を暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十六条第一項に規定する利用者区分管

理信託により管理する場合における当該利用者区分管理信託
の受益権

備考
表中の「」の記載は注記である。